

平成 30 年度

出雲崎町水質検査計画



出雲崎町建設課

---

## 目 次

---

1. 基本方針
2. 出雲崎町簡易水道の概要
3. 水質管理上の留意点
4. 定期的な水質検査の項目と頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水道水の放射性物質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表

### 【資 料】

■水質検査実施箇所位置図

■出雲崎町簡易水道施設位置図・給水区域図

---

## ◎「水質検査計画」とは

水道法で定められる公表義務の一つであり、水道水の水質検査についてお客様にわかりやすくご説明するために、水質検査の項目、地点、頻度などを示した計画です。

### 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、出雲崎町簡易水道の4区域の配水系統を代表する給水栓（蛇口）において浄水検査の採水を行い、原水（深井戸水）については町内全15箇所の水源井戸において採水し、検査を実施します。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について実施します。
- (3) 検査頻度は、検査項目のこれまでの検出状況を考慮し設定しています。出雲崎町では浄水検査を毎月、原水検査を年1回実施します。
- (4) 水質検査は、厚生労働省の登録検査機関への業務委託により実施します。

### 2. 出雲崎町簡易水道の概要

出雲崎町簡易水道は、15箇所の水源（深井戸）を9箇所の浄水場で浄水処理し、駅前区域、八手区域、西越区域、海岸区域の4つの配水系統へ配水しています。

給水状況は表1、水道施設の所在地及び浄水処理方法は表2のとおりです。

表1 出雲崎町簡易水道の給水状況

給水区域面積	44.38km <sup>2</sup>
給水人口	4,504人
配水能力	2,780m <sup>3</sup> /日
配水管延長	62,730m
年間総配水量	605,425m <sup>3</sup>
1日最大配水量	2,182m <sup>3</sup> /日
1日平均配水量	1,659m <sup>3</sup> /日

※平成28年度地方公営企業決算統計による

表2 出雲崎町簡易水道施設の所在地と浄水方法

区域	施設名	所在地	浄水処理方法	水源名	水源種別
駅前区域	黒崎浄水場	川西230-1	塩素消毒のみ	黒崎水源	深井戸
	新川西浄水場	川西1189-10	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	新川西水源	深井戸
	大釜谷浄水場	大釜谷82-8	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	大釜谷水源	深井戸
				山谷水源	深井戸
八手区域	小木浄水場	小木22-3	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	小木水源	深井戸
				常楽寺水源	深井戸
				相田水源	深井戸
	新吉水浄水場	桂沢363-1	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	新吉水水源	深井戸
西越区域	松本浄水場	大門1040-1	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	松本水源	深井戸
	神条1号浄水場	神条405-5	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	神条1号水源	深井戸
	神条2号浄水場	神条1901-1	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	神条2号水源	深井戸
海岸区域	上中条浄水場	上中条234-19	急速ろ過 (除鉄・除マンガソ)	上中条1号水源	深井戸
				上中条2号水源	深井戸
				上中条3号水源	深井戸
				上中条5号水源	深井戸

### 3. 水質管理上の留意点

---

出雲崎町では水道法で定める水質基準を十分に達成することのほか、原水を全て地下水に依存していることから、山林地域の樹木の伐採や石油資源開発等の採掘工事の影響による地下水位の変動及び水質悪化に対し敏感に対応していかなければなりません。そのため毎日、モニタリングによる井戸水位等の監視を行っています。

また原水には、地下水に特徴的な鉄及びマンガン等の物質が含まれている為、除鉄・除マンガンろ過装置を設置し運転状況を毎日確認しています。

地下水は、出雲崎町で唯一の飲用水における水資源であるため、今後とも大切にしていかなければなりません。

### 4. 定期的な水質検査の項目、頻度

---

出雲崎町では、水道法で検査が義務付けられている**毎日検査項目**、**水質基準項目**のほか、**水質管理目標設定項目（農薬類）**について**表3、4、5、6**のとおり検査を実施します。

(1) 毎日検査項目は、給水栓（蛇口）で毎日検査を行うことが義務付けられている項目です。

水道水の衛生上必要な塩素注入による残留塩素の測定及び濁度・色度を各給水区域に設置している監視装置（水質モニター）により 24 時間自動測定を行うほか、週 1 回程度、実地測定を行います。

(2) 水質基準項目は、基準値以下で給水することが水道法で義務付けられている項目です。なお、過去の検査結果が良好であれば、基本的に定められている検査回数を省略することが可能です。

(3) 水質管理目標設定項目は、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査を行うものです。

出雲崎町ではこの検査項目の一つである農薬類検査を原水（深井戸）検査により実施します。通常は深井戸水に農薬類が混入し、検出される可能性は極めて低いものとされていますが、水源井戸が農村地区に多く点在していることから、安全確認のため、年 1 回の検査を行います。

また、原水検査に併せてクリプトスポリジウム（耐塩素性病原微生物）指標菌検査を実施します。

クリプトスポリジウムは、水源域及び取水口の上流側（河川水等を取水している水道事業体に限る）に人間又は哺乳動物の糞尿処理施設等の排出源がある場合に検出されるおそれがある強い塩素耐性を持つ寄生性原虫です。

出雲崎町のように深井戸水を水源としているところで検出される可能性は極めて低いとされておりますが、過去に他県で発生した集団感染以降、厚生労働省が定めた「水道水におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針」に基づき、年 1 回の検査を実施します。

---

## 5. 臨時の水質検査

---

- (1) 水源の水質悪化や、配水管など水道施設に汚染のおそれがある場合に実施します。
- (2) 水源井戸、浄水場等の施設更新や施設を新設する場合等、必要に応じて実施します。
- (3) お客様からの水質に関する苦情等に応えるため、必要に応じて実施します。

## 6. 水質検査の方法

---

水質検査は国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により委託水質検査機関が行います。

## 7. 水道水の放射性物質検査

---

平成 23 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災による福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故以降、「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて」（厚生労働省）に基づき、水道水の放射性物質検査を表 7 のとおり実施します。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

---

水質検査計画は、毎事業年度開始前に作成し、出雲崎町建設課にて閲覧に供するほか、出雲崎町ホームページに掲載します。

水質検査結果については、当年度に実施した浄水の基準項目検査（年 1 回の全項目検査）の結果を町の広報紙及びホームページに掲載します。

---

表3 水質検査頻度表

水道名	区分	採水箇所名称	検査内容	検査回数	検査月
出雲崎町簡易水道	原水	黒崎水源	水質基準項目(37項目) アンモニア態窒素 大腸菌及び嫌気性芽胞菌 農薬類(33項目)	年1回	7月
		新川西水源			
		大釜谷水源			
		山谷水源			
		小木水源			
		新吉水水源			
		常楽寺水源			
		相田水源			8月
		松本水源			
		神条1号水源			
		神条2号水源			
		上中条1号水源			
		上中条2号水源			
		上中条3号水源			
	上中条5号水源				
	浄水	松本地区農業集落排水処理施設	水道水質基準項目(51項目) アンモニア態窒素	年1回	2月
			水道水質基準項目(30項目) アンモニア態窒素	年3回	5、8、11月
			水道水質基準項目(11項目) アンモニア態窒素	年8回	4、6、7、9、10 12、1、3月
		稲川公会堂	水道水質基準項目(51項目) アンモニア態窒素	年1回	2月
			水道水質基準項目(30項目) アンモニア態窒素	年3回	5、8、11月
水道水質基準項目(11項目) アンモニア態窒素			年8回	4、6、7、9、10 12、1、3月	
赤坂山地区農業集落排水処理施設		水道水質基準項目(51項目) アンモニア態窒素	年1回	2月	
		水道水質基準項目(30項目)	年3回	5、8、11月	
		水道水質基準項目(11項目)	年8回	4、6、7、9、10 12、1、3月	
海岸公民館		水道水質基準項目(51項目) アンモニア態窒素	年1回	2月	
		水道水質基準項目(30項目)	年3回	5、8、11月	
		水道水質基準項目(11項目)	年8回	4、6、7、9、10 12、1、3月	

表4 検査項目と検査回数

	水質基準項目	基準値	過去3年の検査結果 (最大値) mg/L	水道法に基づく検査回数		出雲崎町の検査回数	
				基本検査回数	最小限必要な検査回数	平成30年度検査回数計画	検査回数決定理由
健康に関する項目	1 一般細菌	100個/mℓ以下	2個/mℓ	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	2 大腸菌	検出されないこと	検出なし	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.003	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	8 六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	3ヶ月に1回	①
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.4	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.19	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.1未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	14 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	①
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	17 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	20 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下	0.16	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	22 クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	23 クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.002	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.003未満	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.003	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	26 臭素酸	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	27 総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.009	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.003未満	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.002	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	30 ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	0.002	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	0.008未満	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
性状に関する項目	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.11	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	1ヶ月に1回	③
	35 銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	20.2	3ヶ月に1回以上	1年に1回	1年に1回	②
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.014	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1ヶ月に1回	③
	38 塩化物イオン	200mg/ℓ以下	32.1	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	39 カルシウムマグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下	90	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	40 蒸発残留物	500mg/ℓ以下	200	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	42 ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	発生時期に1ヶ月に1回	発生時期に1ヶ月に1回	1年に1回	④
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	0.000001未満	発生時期に1ヶ月に1回	発生時期に1ヶ月に1回	1年に1回	④
	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005未満	3ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	①
	45 フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.0005未満	3ヶ月に1回以上	3年に1回	1年に1回	②
	46 有機物(全有機炭素TOC)	3mg/ℓ以下	0.3未満	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.5	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	48 味	異常でないこと	異常なし	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	49 臭気	異常でないこと	異常なし	1ヶ月に1回以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	50 色度	5度以下	1.2	1ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①
	51 濁度	2度以下	0.2	1ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回	1ヶ月に1回	①

【検査回数決定理由】

- ① 水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査する。
- ② 過去3年間の検査結果が最大でも基準値の1/5以下であり、原水水質の変化による汚染の恐れはないと考えられるため。
- ③ 除鉄・除マンガンを装置を使用しているため。
- ④ 原水が地下水であり、藻類の発生によるカビ等の発生は無いと考えられるため。



表5 検査項目と検査方法

番号	項目名	単位	基準値	原水 37項目 +2	浄水 51項目 +1	浄水 30項目 +1	浄水 11項目 +1	検査方法
1	一般細菌数	個/ml	100以下	○	○	○	○	標準寒天培地法
2	大腸菌	—	不検出	○	○	○	○	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	○	○			還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	○	○	○		誘導結合プラスマー質量分析法
8	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
9	亜硝酸態窒素	mg/l	0.04以下	○	○	○		イソクロマトグラフ(陰性)法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/l	0.01以下	○	○	○		イソクロマトグラフ-ボストラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	○	○	○		イソクロマトグラフ(陰性)法
12	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	○	○	○		イソクロマトグラフ(陰性)法
13	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
14	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	○	○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
15	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	○	○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
16	(c-及びt-)1,2-ジクロロエチレン ※1	mg/l	0.04以下	○	○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
17	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	○	○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
18	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	○	○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
19	トリクロロエチレン	mg/l	0.01以下	○	○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
20	ベンゼン	mg/l	0.01以下	○	○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
21	塩素酸	mg/l	0.6以下		○	○		イソクロマトグラフ法
22	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下		○	○		溶媒抽出-誘導体化-ガススクロマトグラフ-質量分析法
23	クロロホルム	mg/l	0.06以下		○	○		パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
24	ジクロロ酢酸	mg/l	0.03以下		○	○		溶媒抽出-誘導体化-ガススクロマトグラフ-質量分析法
25	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下		○	○		パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
26	臭素酸	mg/l	0.01以下		○	○		イソクロマトグラフ-ボストラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下		○	○		パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
28	トリクロロ酢酸	mg/l	0.03以下		○	○		溶媒抽出-誘導体化-ガススクロマトグラフ-質量分析法
29	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下		○	○		パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
30	ブロモホルム	mg/l	0.09以下		○	○		パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
31	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下		○	○		溶媒抽出-誘導体化-ガススクロマトグラフ-質量分析法
32	亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
33	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
34	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	○	○	○	○	誘導結合プラスマー質量分析法
35	銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
36	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	○	○			誘導結合プラスマー質量分析法
37	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	○	○	○	○	誘導結合プラスマー質量分析法
38	塩化物イオン	mg/l	200以下	○	○	○	○	滴定法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	○	○	○	○	滴定法
40	蒸発残留物	mg/l	500以下	○	○	○		重量法
41	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	○	○			固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下		○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
43	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下		○			パージトラップ-ガススクロマトグラフ-質量分析法
44	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	○	○	○		固相抽出-吸光光度法
45	フェノール類	mg/l	0.005以下	○	○			固相抽出-誘導体化-ガススクロマトグラフ-質量分析法
46	有機物(全有機炭素TOC)	mg/l	3以下	○	○	○	○	全有機炭素計測定法
47	pH値	—	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	ガラス電極法
48	味	—	異常でない		○	○	○	官能法
49	臭気	—	異常でない	○	○	○	○	官能法
50	色度	度	5以下	○	○	○	○	透過光測定法
51	濁度	度	2以下	○	○	○	○	積分球式光電光度法
基準外	アンモニア態窒素	mg/l	—	○	○	○	○	吸光光度法
	嫌気性芽胞菌	個/100ml	不検出	○				ハンドフォード改良寒天培地法

※1 『(c, t)1,2-ジクロロエチレン』は『シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン』を意味します。

表6 農薬類検査項目と検査方法

番号	項目名	検査方法
3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	GCMS一斉
12	イソキサチオン	GCMS一斉
21	エントフェンプロックス	GCMS一斉
26	オリサストロビン	GCMS一斉
28	カフェンストロール	GCMS一斉
30	カルバリル (NAC)	LCMS一斉
33	キノクラミン	GCMS一斉
34	キャプタン	GCMS一斉
35	クミルホン	LCMS一斉
36	グリホサート	誘HPLC単独
40	クロルピリホス	GCMS一斉
41	クロロタロニル	GCMS一斉
45	ジクロベニル (DBN)	GCMS一斉
47	ジクワット	HPLC単独
52	シハロホップブチル	GCMS一斉
54	ジメタメトリン	GCMS一斉
56	シメトリン	GCMS一斉
58	ダイアジノン	GCMS一斉
64	チオファネートメチル	LCMS一斉
70	トリフルラリン	GCMS一斉
81	フェニトロチオン (MEP)	GCMS一斉
86	フェンエート	GCMS一斉
88	フサライド	GCMS一斉
89	ブタクロール	GCMS一斉
93	プレチラクロール	GCMS一斉
99	プロモブチド	GCMS一斉
104	ベンタゾン	GCMS一斉
105	ベンディメタリン	GCMS一斉
108	ベンフレセート	GCMS一斉
113	メタラキシル	GCMS一斉
116	メトミノスロビン	GCMS一斉
118	メフェナセツト	GCMS一斉
119	メプロニル	GCMS一斉

**表 7 平成30年度水道水の放射性物質検査について**

水道水の放射性物質検査について、以下のとおり実施します。

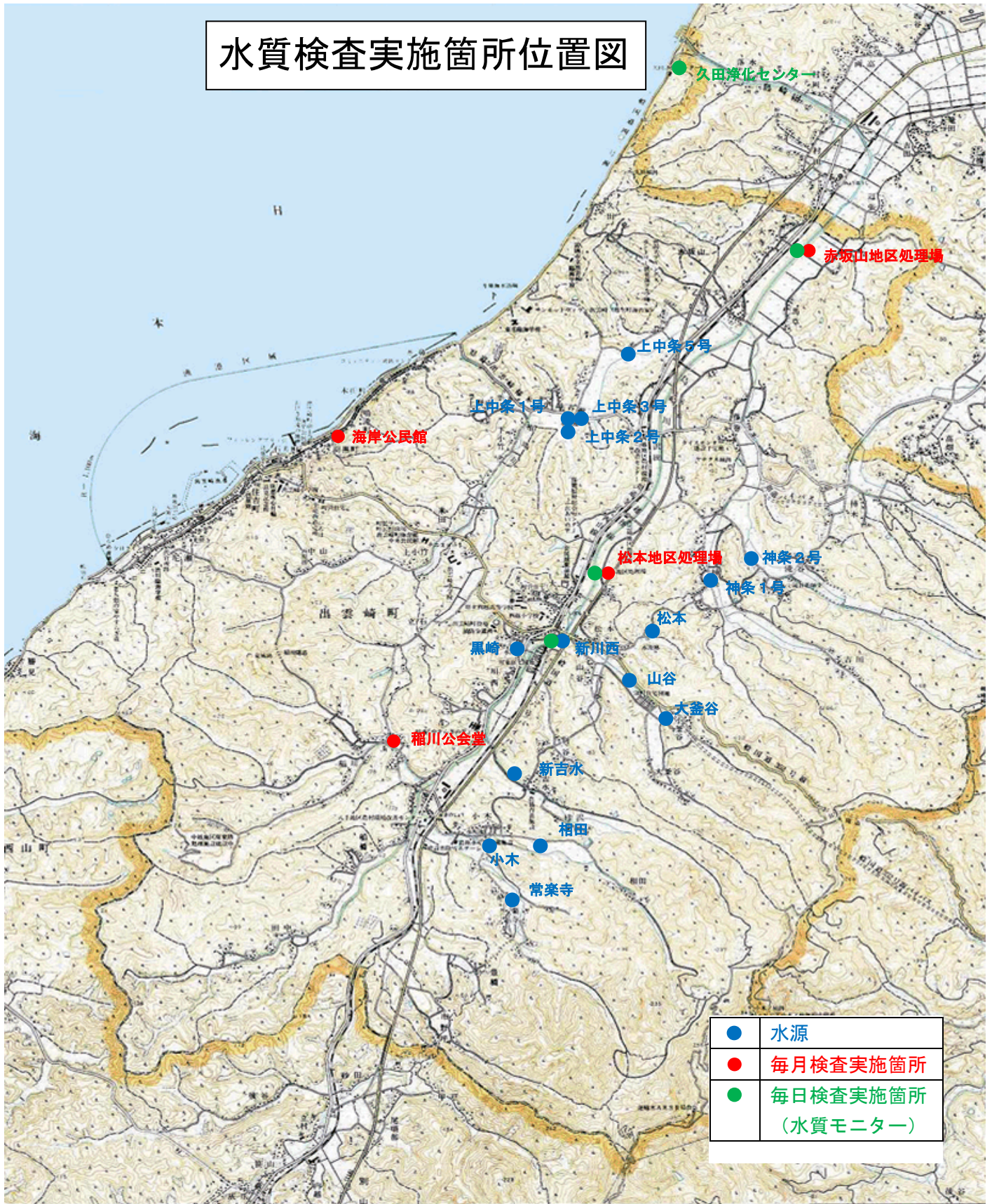
【検査項目】放射性セシウム134及び137、放射性ヨウ素131

【検査方法】ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法

【検査日・箇所】

検査日	検査箇所	住 所	河川名等	回数 (月)
4月11日 (水)	新吉水浄水場	桂 沢 363 番 地 1	地下水 (深井戸)	2回
4月25日 (水)	上中条浄水場	上中条 234 番 地 19	地下水 (深井戸)	
5月16日 (水)	松本浄水場	大 門 1040 番 地 1	地下水 (深井戸)	1回
6月6日 (水)	神条1号浄水場	神 条 405 番 地 5	地下水 (深井戸)	2回
6月27日 (水)	神条2号浄水場	神 条 1901 番 地 1	地下水 (深井戸)	
7月18日 (水)	黒崎浄水場	川 西 230 番 地 1	地下水 (深井戸)	1回
8月8日 (水)	新川西浄水場	川 西 1189 番 地 10	地下水 (深井戸)	2回
8月29日 (水)	大釜谷浄水場	大 釜 谷 82 番 地 8	地下水 (深井戸)	
9月19日 (水)	小木浄水場	小 木 22 番 地 3	地下水 (深井戸)	1回
10月10日 (水)	新吉水浄水場	桂 沢 363 番 地 1	地下水 (深井戸)	2回
10月31日 (水)	上中条浄水場	上中条 234 番 地 19	地下水 (深井戸)	
11月21日 (水)	松本浄水場	大 門 1040 番 地 1	地下水 (深井戸)	1回
12月12日 (水)	神条1号浄水場	神 条 405 番 地 5	地下水 (深井戸)	1回
1月9日 (水)	神条2号浄水場	神 条 1901 番 地 1	地下水 (深井戸)	2回
1月30日 (水)	黒崎浄水場	川 西 230 番 地 1	地下水 (深井戸)	
2月20日 (水)	新川西浄水場	川 西 1189 番 地 10	地下水 (深井戸)	1回
3月6日 (水)	大釜谷浄水場	大 釜 谷 82 番 地 8	地下水 (深井戸)	2回
3月20日 (水)	小木浄水場	小 木 22 番 地 3	地下水 (深井戸)	

# 水質検査実施箇所位置図



●	水源
●	毎月検査実施箇所
●	毎日検査実施箇所 (水質モニター)

# 出雲崎町簡易水道施設位置図・給水区域図

